



電磁的方法による書面の交付に関する取扱規程

2021年3月1日施行

お客様は、三田証券株式会社(以下「当社」といいます。)が、お客様に対して、金融商品取引法に基づいて行う書面その他お客様と当社との権利・義務に関する文書の交付に代えて、以下の通り当該書面に記載すべき事項を金融商品取引法等に定める電磁的方法による交付(以下、「電子交付」といいます。)の方法で行うことを承諾するものとします。

第1条 電子交付の対象となる書面

当社は、お客様と取引するにあたっては、金融商品取引法等において電子交付が認められる書面のうち、当社が定め当社ウェブサイトにおける掲示その他所定の方法で通知する以下に掲げる書面を電子交付の方法により提供いたします。

- 契約締結前交付書面
- 確認書・同意書
- 最良執行方針
- 目論見書及び目論見書補完書面
- 投信法上の約款に係る書面
- 交付運用報告書
- 総合取引約款その他当社の取引約款
- その他当社が必要に応じてお客様に交付する書面

第2条 電磁的方法の種類および内容、電子交付の方式

当社が行う電子交付の種類は、原則として以下の(1)または(2)の方法によるものし、必要に応じて(3)の方法をとる場合があります。

- (1) 当社ウェブサイトからダウンロードする方法
当社ウェブサイトにおいて書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機(パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等)に備えられたファイルに当該記載事項をダウンロードして記録する方法
- (2) 当社ウェブサイトにおいて、所定画面に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
当社ウェブサイトに備えられたハイパーリンク等により接続されるファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
- (3) 電子メールを利用する方法
当社が電子メールを利用して、お客様の使用に係る電子計算機(パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等)に書面の記載事項を送信し、お客様が自己の電子計算機(パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等)に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

第3条 電磁的方法による交付に対する承諾又は同意

お客様は、本規程をよくお読みいただいたうえで、上記第1条の各記載事項を、書面の交付によらず、上記第2条の電磁的方法により交付を受けることについて同意いただきます。

第4条 当社の判断による対象書面の書面交付等

お客様が電子交付を承諾された後であっても、当社が必要と判断した場合には、当社は電子交付ではなく、既に電子交付された書面も含めて紙媒体による書面の交付等を行う場合があります。また、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等も同様とします。

第5条 お客様の使用に係る電子計算機(パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等)の利用環境にかかる確認事項

お客様は、次の各号に掲げる事項について確認するものとします。

- (1) 電子交付等にあたり、閲覧ファイルを開覧することができる環境を整備していること。
- (2) 電子交付等にあたり、お客様の使用する電子計算機(パソコン等)が、当社が必要と定める環境に合致していること。
- (3) 閲覧ファイルの記載事項を出力することにより、書面を作成することができること。

第6条 免責事項

1. 当社は、電磁的方法の種類および内容(電子交付の種類および方式)について、当社が電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法の種類および内容(電子交付の種類および方式)を変更することができるものとします。
2. 当社は、次の各号に掲げる事項により生じるお客様の損害については、一切の責を負わないものとします。
 - ① 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害・瑕疵ならびにこれらに関連した情報システム等の障害・瑕疵等により電子交付等が利用できないことにより生じた損害
 - ② 天変地異、政変、争議行為等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由により電子交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

第7条 規程の変更

1. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、もしくはその他必要が生じたときは、変更される場合があります。
2. 前項に基づき、本規定を変更した場合、当社は当社ウェブサイトによる開示その他所定の方法によりお客様にご通知させていただきます。当該変更の通知後、お客様と当社との間にお取引が生じた時点をもって、当該規定の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

第8条 電子交付の承諾の撤回

お客様より書面にて電磁的方法による書面の交付等を希望しない旨の申し出があった場合には、電磁的方法による交付を中止し、書面による交付といたします。

以 上

三田証券株式会社